

# 児童発達支援センターまる

地域での役割  
『育ちにくさを一緒に』



# 未就学児が通える通園施設（療育施設） 絶対的な不足（春日部市）

- 公立の通園施設一箇所  
（現在の児童発達支援センター）
  - すべての未就学児の通園保障
  - 肢体不自由児、医療ケア児はどうしていたのか
  - 発達に心配のあるお子さんの幼児保育の実態
- 当時、厚生労働省の考え方から未就学児の10%が通園対象とされている。（児童発達支援）
  - 人口(16万人)比から療育の必要枠は満たされていない状況。

# 地域療育等支援事業から

- 平成14年に埼玉県の事業として「地域療育等支援事業」が国から県に移行される。現在の「障害児等療育支援事業」としての専門療育事業の始まり。
- 療育事業の始まりが児童発達支援センターに発展する。



# 未就学児の通園の必要性と発達の可能性を秘めた子どもたちに対する発達の保障

## 《地域での役割》-1



- 保育機関や児童発達支援での受け入れが困難なケースの受け止め
- 重層的な支援としての専門性を担保した実践。
- 他の保育機関に対する情報提供。
- 乳幼児健診等に対する充実の提案。(更に2歳児からの利用開始)

## 《地域での役割》-2

- 医療機関（小児科医、医療型児童発達支援機関、地域医療）との連携。
- 埼玉県障害児等療育事による（外来支援、訪問支援、施設支援）を生かした取り組み
- 子ども巡回支援事業としての地域保育機関への発信。



## 多様な療育に関する事業を通して

- 保育機関からの相談の充実
- 早期療育支援につなげる課題の整理
- 家族支援  
月1回の情報交換の場の提供。  
人間形成・人格形成に重要な幼児期を一緒に
- 専門職による個別支援  
発達診断、環境アセスメント、食育



## 【福祉型】の取り組み-2

### ■医療機関との連携

- 福祉型の児童発達支援機関として医ケア児や肢体不自由児に対して通園しながら育まれていくことを願い。
- 看護師の専門性を重視し日々の変化について観察支援。
- 地元の救急医療センターへの働きかけを



## ■ 育てにくい子の早期療育 ■

地域療育の場として早期療育の提供をしています。ここでは2次障害の防止や障害の軽減のために2歳児から利用を可能にしている。

- 十分なアセスメントにより特徴をとらえる。(専門職による行動観察と明確化)
- 得意な動作を伸ばすことにより、不得意な部分を軽減できる保育(自己肯定感を育む)



# 個別療育から小集団への移行

発達の中で、明らかになってくる行動やコミュニケーションなどの適切な対応をとることによってストレスをためずに安心して成長できることを目的に、個別療育から小集団への移行などの対応をしています。

- 関係性の構築

支援側の大人との制御関係づくり

ほめられる、みとめられる。一緒にいると楽しい。安心できるを大事に

- こども同士小集団の中での愛しい関係をもたせる

一緒に絵本を見たい。手をつなぎたい。手づかみでも食べよう。

どうしたらトイレに行けるかな。

不安から好奇心につなげよう。出来たらうれし。一緒に喜べる快感を知る

- そして大きな集団の中に



## ■ 育てにくい子の早期療育 ■-2

- 活動の見通しを持てる安心させる視覚や言語を使って提示する。

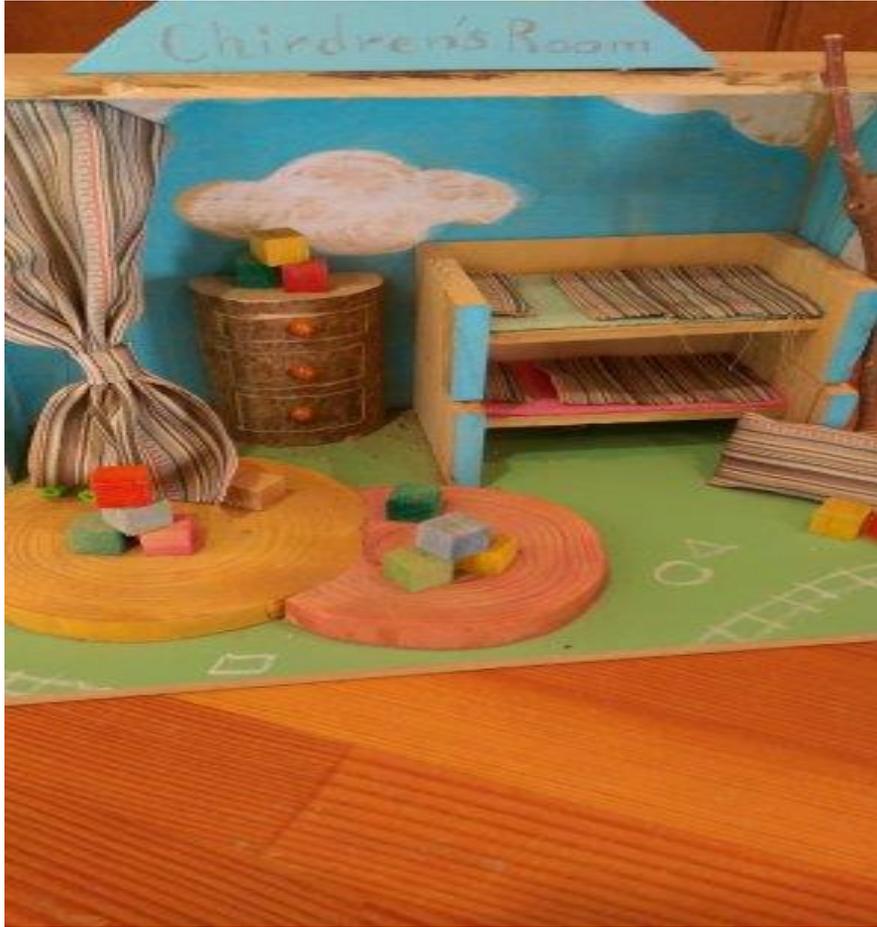
『○ちゃんと□ちゃんは▽お姉さんと一緒に遊びます。』

- 家族支援と家族との情報共有

家庭での関わりに自信を持ってもらう

- 併用機関への指導やリハビリ機関からの情報を生かす。







# 地域保育機関との連携 子育て支援センター、保健センターとの連携



- 早期に療育へとつなぐこと、発達の可能性を無視しない取り組み
- 療育機能が配置された少人数による個別的集団療育から地域にバトンタッチ
- 乳幼児1歳半健診における情報提供によって（療育）に向けた支援を提案
- センターにおける療育相談の役割から家庭支援を含む適切な療育への結び付け

## 在宅訪問看護、居宅介護、相談機能を生かして

- 通園保障
- 家族負担軽減レスバト
- 入浴支援などの居宅介護
- 在宅医療との密接な情報交換
- 訪問看護による在宅看護
- 行動援護





## この地域と子供たちの可塑性を信じて

- ☆ この地域で新たな療育機関の整備が始まっています。
- ☆ 15人定員の児童発達支援センターが始まって7年。
- ☆ 子どもたちの未来を見つめて発達保障の場を提供。
- ☆ これからも関係機関の協力・連携が要です。
- ☆ 地域での中核的発信の場として ★

